平成２５年（フ）第２００４号
名古屋市中区錦１丁目17番23号　ＣＫ錦レジデンス503号
債務者　佐藤　祐輔
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２２号
北九州市八幡東区枝光本町９番21号
債務者　岩田　昭男
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６２３号
北九州市八幡東区枝光本町９番21号
債務者　岩田みどり
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８３号
北九州市小倉南区津田新町１丁目２番28―503号
債務者　宗　　知美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字田茂木町72番地
債務者　木村　修一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ｂ―302号
債務者　佐藤　力雄
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目２番地　コーポ米が浜404
債務者　佐藤　満広
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２７号
山口県防府市美和町１番48号　よつばホームＣ２階
債務者　松田　義和（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅９棟103号
債務者　安宅　美砂
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０６号
名古屋市熱田区一番１丁目６番７号　アビタシオン一番201号
債務者　谷川未希子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６６号
名古屋市天白区井口２丁目107番地　浅井マンション101号
債務者　久保井明美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８０号
名古屋市中村区郷前町２丁目25番地
債務者　木村　忠正
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４０号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘13棟103号
債務者　栗原　理恵
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３９５号
東京都豊島区南長崎４丁目29―12―202
債務者　原田守こと　黄　　福守
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３９号
東京都北区赤羽西５丁目12―４―407
債務者　藤原三惠子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４４０号
東京都足立区中川３丁目20―14―202
債務者　三井　竜一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４４１号
東京都足立区中川３丁目20―14―202
債務者　三井　育子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部